

## 目 次 CONTENTS

## トピックス

平成28年度補正「革新的ものづくり．商業・サービス開発支援補助金」公募開始———1
「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」公募要領説明会を開催


## 中央会ニュース・組合ニュース

ホームページでも公開中 ものづくり中小企業•
小規模事業者成果事例集を作成しました 4
奈良県中央卸売市場「冬の市場まつり～笑顔を作る
「おいしさ」との出会い～」開催！

新サービス展（大阪会場）開催！4
＂あたつく組合＂複数の障害者就労施設等が組織化し共同受注を目指しています $\qquad$
平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金
「事業化状況•知的財産権等報告システム説明会」開催－5県庁で「奈良県産エコスタイル」商品の

ファツションシヨー開催！ 5

全国中小企業団体中央会
創立60周年記念式典が開催されました
5

## お知らせ

ものづくり分野の事業主の皆様へ
新入社員研修にお困りではないですか？
経営の秘策ザクザク
中小企業ビジネス支援サイト「JーNet21」
6
奈良労働局からのお知らせ
～労働保険料の納付は口座振込で！～～6
中小企業の再生を応援します！！
奈良県中小企業再生支援協議会
事業者の皆様へ 特別徴収実施のご案内
奈良県全体として，平成25年度から個人住民税の
特別徴収義務の履行を徹底しています。
化学物質を取扱う事業所の皆様へ
ラベル表示•SDS交付・リスクアセスメントの
対象に27物質が追加されます $\qquad$ 7 四季桜（シキザクラ）

花は，五枚一重で薄淡い紅色で，4月上旬と，10月下旬から11月の下旬の年2回開花する。







経
済
社
㤼
勢
变
化
対
效
L
足
腰 ビ
開
発
援
補
助
金
は
国
際
な
な
 $=46-1+10$


事
業
事
業
ス
キ
ム
補
効
象
経
費













 レ《×：○




纸 $-{ }^{1 J 0}$









 のヶG


























|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

中央会二ュース・组含ニュース











 L
早
朝
9
9
時
绪
始
前
か
ら
お
見
当 ま
し
た
多
数
の
家
族
而
な
な
が
来
場


人
を
超
え
ま
し
た。




 ス




開
会
で
は
全
全
会
会
村
宯展
天
天
阪
会
場
が
開
雔
れ
あ
し
た金
業
新
も
の
づ
く
り
新
サ
し
ビ
ス



















 0VヘU•Atヘvirtar．Orvirtat

 ＊呋諡へUがせt＝

## 中央会二ュース・组含ニュース

事
業
化
状
況
知
的
財
産
権
等
報
告
シ
 レ
春
日
野
に
て
平
成
26
年
度
補
正
も
の




$$
\digamma N=H 6-+x^{\circ}
$$


 ヨ
シ
シ
コ
が
が
わ
れ
ま
し
た
県
職


廊
に
て
こ
の
咲
良
実
歌
コ
コ
ク 11
月
10
旦
奈
県
查
惁
舎
前
東







和
紙
㵶
維
を
使
っ
た
奈
食
崖
コ な
が
ら
吉
墅
易
根
老
利
し
た
葛 は
平
成
27
年
度
分
県
の
支
援
受
け


彰
す
る
記
念
式
典
行
わ
れ
む
し
た。
記

団
病
$い$
そ
し
て
生
れ
変
わ
た
た
私


中
小
金
業
小
嫢
模
書
奢
発
展
に
大




全
虫
小
企
業
体
中
英
会
都
道

中
英
會
立
60
周
年
記
畕
典
が
A
N
A





阪畄
塇
政
寛
逻罪 펵

##  <br> （可 


壮







 H
産
省
松
村
祥
史
副
大
臣
株
商


## お知らせ


 －\＆r介



| ／K｜od／exeu／d！＇ло＇рәә！ |
| :---: |
| ＇EMMM／／：dŋY： |
|  （帐苗一千行け） |
| 如浑一凶入けいソに为。 |
|  |


| 出】 |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |












 ぶ屚丑トれご



 ＂愣

 の
中
小
業
問
け
施
策
毎
配
隼
る




## 中小企業の再生を応援します！！

再生支援漓㼈会とは…

|  <br> －地域の中小企業を対象に，再生に向けた取り組みを応摱する「公的な支援璣関」 として全国47都道府県に設直されています。 <br> －奈良県は奈良商工会誐所内 に設惪されています。 |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

## 対瀵となる中小企趷

## 重阳

例えぱ次の栚な状況にある，
再生意欲を持つ中小企業
－借入金の汳済負担で資金繰りか悪化している
－事業の見直しや金融幾関 との歪が必要
－再生計画を策定する必要が あるが，策定の仕方が わからない


## こ相談の嵃れ

## 

## （家佣会予紡制）

－お雨話で事前にで予約を頂いたのち経験洓富な常駐専門家が無料でご相談に応じます。
－状況に応じて，外部の専門家等の活用も含めて，再生計画 の策定を支报いたします。
－再生計画の策定後も，その実施状況について適時 アドハイスを行い䋛続的に支援いたします。

奈良県中小企業再生支援劦議会



## お知らせ

## 奈良県及び県内すべての市町村からのお知らせです。 <br> 事業者の皆様へ 特別徵収実施のご案内

奈良県全体として，平成25年度から個人住民税の特別徵収義務の履行を徽底しています。
## 個人住民税は特別徴収で納めましょう。

－個人住民税の特別徴収とは，給与支払者が，所得税の源泉徴収と同様に，毎月，従業員（正規雇用だ けでなく，臨時職員，アルバイト等の非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税を引き落と し，市町村に納入いただく制度です。
地方税法第321条の3，第321条の4等及び各市町村の税条例の定めにより，給与を支払う事業者は，原則として，すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

## 個人住民税の特別徴収の手続き

従業員の住所地の市町村に1月31日までに「給与支払報告書」を提出してください。
（②市町村役場にて税額の計算を行い，（3）5月31日までに特別徴収税額決定通知書を送付します。）
4）6月以降，税額決定通知書に記載の税額を給与から徴収してください。
従業員の給与から徴収した住民税を，翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ，市町村毎の合算額を納入してください。
従業員が常時1 O名末満の事業者は，申請により年2回の納期とすることができます。


詳しくは，従業員の住所地の各市町村税務担当課までお問い合わせください。









（のロの）6筤迷】




永）


$N=$＝Hta
匑










##  <br> ．．．．．．















## お知らせ

## 雇 用 保 険の適用拡大等について

## 平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

平成 29 年1月1日以降， 65 歳以上の労働者についても，「高年齢被保険者」として雇用保険の適用 の対象となります（平成 28 年 12 月末までは，「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です）。

## ○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は，事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。
○平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用し ている場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は，平成 29 年1月1日より雇用保険の適用対象とな ります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。
○ 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成 29 年1月1日以降も継続して雇用している場合
ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます）。 65 歳以上の方も雇用保険料を徵収する必要がありますが，平成 31 年度までは免除となります。 （※1） 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
（※2）1週間の所定労働時間が 20 時間以上であり， 31 日以上の雇用見込みがあること。
（※3）被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに提出してください。
（※4）提出期限の特例があります。平成 29 年 3 月 31 日までに提出してください。

## 平成 29 年 1 月 1 日より， 65 歳以上の被保険者も各給付金の対象となります。

○高年齢求職者給付金について
平成 29 年1月1日以降， 65 歳以上の労働者についても，「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため，高年齢被保険者として離職した場合，受給要件を満たすごとに，高年齢求職者給付金 が支給（年金と併給可）されます。
なお，給付金を受けるには，一定の手続きが必要です。

○育児休業給付金，介護休業給付金について
平成 29 年 1 月 1 日以降に高年齢被保険者として，育児休業や介護休業を新たに開始する場合も，要件を満たせば育児休業給付金，介護休業給付金の支給対象となります。

## ○教育訓練給付金について

平成 29 年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は，教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成 28 年 12 月末までに離職した方は，高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が 1 年以内の方も，要件を満 たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

【詳しくは，ハローワークにお問い合わせください。】

# 安心の材料をご提供します。 

取引先の笑然の倒産！まさかのときの資金調達先は準備していますか？

## 経学セーフテイ供済

「経営セーフテイ共済」は，中小企業倒㦃防止共済制度の愛称です。


## 「取引先の倒産」と「商取引の

事実」の確認で迅速に貸付実行。回収困難となった売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。 （最高8，000万円まで）

## 当面の資金繰りに

役立ち，自社と社員を守れます。

## 経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？


 そ（D）

## 将来，「廃業」「役員退任」

等が生じたときに共済金を受け取れます。
## 小覞模企票共湖制度



## 現役引退後の安心した生活設計が図れます。


－共済制度の詳しい内容は，パンフレット等を必ずぐ覧ください。

## 共済制度の運営機関

## 中小企業•小規模事業者の皆さまへ

皆さまの経営をサポートする取組みをご紹介

平成 28 年度

## 休日•夜間 総合相談窓口のご案内

## 相談無料！

|  | 開 催 日 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 休 日 | 夜 間 |  |
| 開催時間 | 9：00～17：00 | $17: 00 \sim 19: 00$ |  |
| 10月 | 16日（日） | 6日（木） | 20日（木） |
| 11 月 | 20日（日） | 10日（木） | 24日（木） |
| 12 月 | 18日（日） | 8日（木） | 22日（木） |
| 1 月 | 15日（日） | 12日（木） | 26日（木） |
| 2月 | 19日（日） | 9日（木） | 23日（木） |
| 3 月 | 19日（日） | 9日（木） | 23日（木） |


| 相 談 内 容 | －創業に関するご相談 <br> （創業計画の作成方法） <br> －経営課題に関するご相談•金融相談 など |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 開 | 本 店 | 奈良市法蓮町163－2 |
| 場 | 高田支店 | 大和高田市幸町2－33 （奈良県産業会館内） |

相談会は事前申込制とさせていただきます。
H P に掲載しております，「休日•夜間相談申込書」を FAXにてで提出ください。

平成 28 年度
なら専門家派遣サポート事業について

当協会をご利用いただいている皆さまが抱える各種課題に対して，専門的な知識と経験を有する中小企業診断士を派遣し，課題解決を図 ります。
※別途支援で改善が図れる場合など，ご相談の内容によっては，専門家派遣が認められない場合もあります。

8回までの
派遣費用を当協会が全額負担 （利用者負担なし）


【お問合わせ先】
企画部 企画情報課 TEL：0742－33－0548 FAX：0742－33－6606

